

全ト協発第152号(輸)  
平成30年6月18日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克



### 特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）の適正な引渡し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、経済産業省、環境省より「特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し」について、会員事業社に対し、周知徹底するよう要請がございました。

家電4品目は買換えに伴い排出されるほか、転居等に伴い排出されることが多く、転居を行う消費者に対して、運送事業者としての特定家庭用機器廃棄物の引取りに係る案内に加えて、適正排出の呼びかけを行うことが重要であると考えられます。

つきましては、貴協会におかれましても、上記についてご理解をいただき、特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しが行われるよう傘下会員事業者に対しご周知賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

#### ◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎 ・ 杉崎

TEL : 03-3354-1038



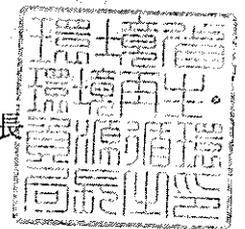
20180601情第2号  
環循総発第1806124号  
平成30年6月12日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



環境省環境再生・資源循環局長



#### 小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について

今般、引越業者であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当するものの一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等へ引き渡していなかったことが、経済産業省本省及び環境省本省並びに経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を小売業者が製造業者等に引き渡すことは、家電リサイクル法が定める小売業者の重要な義務であり、引渡しが行われていなかったことは、誠に遺憾であります。

今後も引き続き家電リサイクル法の規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

なお、本年2月に、引越業者に向けた家電リサイクル法に関するリーフレットを作成しておりますので、周知に当たって御活用ください。

#### 記

##### 1. 引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家

# 引越業者の皆様へ

## 家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

### 引越業者がとるべき適切な対応

#### ①引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

##### ➤ 消費者（排出者）からの引取義務

■ 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電を引き取る義務があります。

ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電の引取りを求められたとき

※ア・イ以外の場合であっても、廃家電の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

##### ➤ 製造業者等への引渡義務

■ 小売業者は、廃家電を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等に引き渡す義務があります。

①自ら製品としてリユースする場合

②当該廃家電を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合

③当該廃家電を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合

※②③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

➤ このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。

家電リサイクル法上の小売業者の義務についての詳細は、下記ページに掲載されている小売業者の義務に関する資料を御覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/shiryou.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)



## ②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電の運搬を行うことができません。引っ越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電については市区町村に相談するよう伝えてください。

※小売業者や市区町村の引取りは、引っ越しの日の直前に依頼されても対応できません。引っ越しを行うお客様には前もって廃家電の処分の手配を行うよう伝えてください。

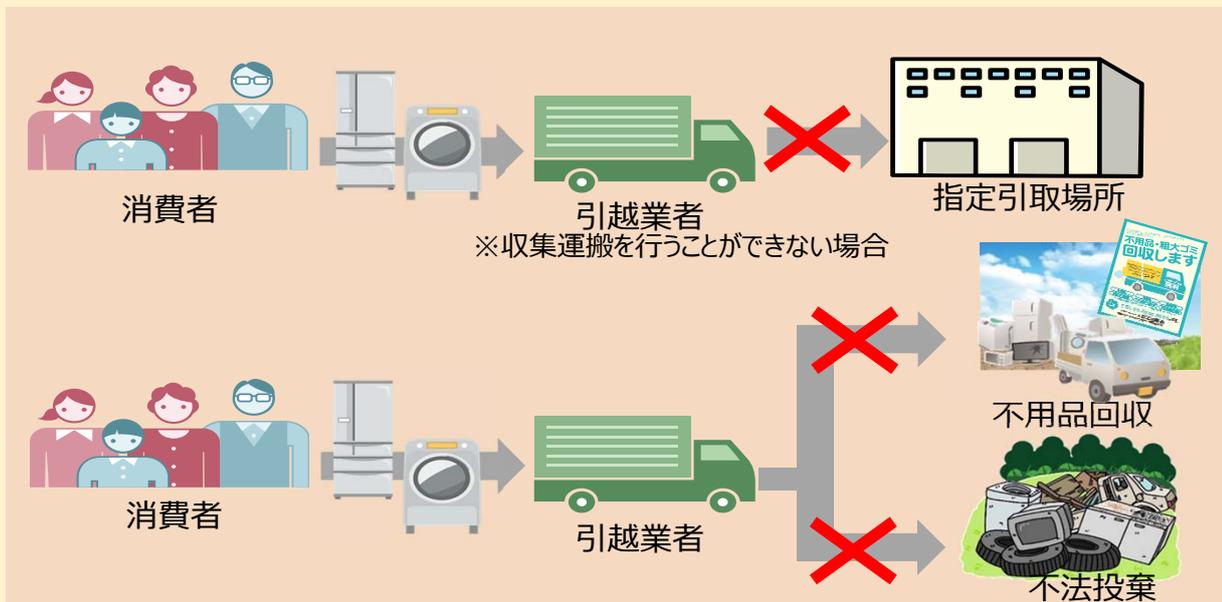
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

## ③引っ越しを考えているお客様に対して、廃家電の適正排出を依頼してください

廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引っ越しを考えているお客様に依頼してください。（引っ越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）

### 引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/fukyu\\_special/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)

